

品川区フットサル連盟 規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この団体は、品川区フットサル連盟と称する。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を東京都品川区に置く。

2 この団体は、理事会の決議により従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(英語名・略称)

第3条 本連盟は、外国に対しては、**Shinagawa Futsal Federation** と称し、略称として **Shinagawa F F** を用いる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 この団体は、品川区のフットサルを統括し代表する団体として、品川区においてフットサルの普及と発展、競技力の向上に関する事業を行い、品川区民の豊かなスポーツ文化の振興及び心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 この団体は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) フットサルに係わる競技会の開催及び運営
- (2) フットサルに係わる指導・普及
- (3) 品川区を代表するチームの役員・選手の選定及び派遣
- (4) フットサルの試合又は競技会の運営受託
- (5) フットサル競技場を含むスポーツ施設の整備推進
- (6) フットサル選手、加盟チーム、指導者及び審判員の登録
- (7) その他、この団体の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、主に品川区において行なうものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第6条 この団体の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この団体の基本財産とする。

2 基本財産は、この団体の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするときは、あらかじめ理事会の承認を要する。

3 本連盟の経費は会費及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

(事業年度)

第7条 この団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この団体の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに、理事長と会計担当が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この団体の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長と会計担当が次の書類を作成し、理事会の監査・承認を経て、代表者会議に提出し、次の書類については、その内容を報告し、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に1年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、規約を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事の名簿

(3) 理事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第4章 代表者

(代表者)

第10条 この団体に加盟チーム数と同じ数の代表者を置く。

(任期)

第11条 代表者の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代表者会議の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した代表者の補欠又は増員により選任された代表者の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 3 代表者は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお代表者としての権利義務を有する。

(報酬)

第12条 代表者は、無報酬とする。

- 2 代表者には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 代表者会議

(構成)

第13条 代表者会議は、すべての代表者をもって構成する。

(権限)

第14条 代表者会議は、次の事項について決議する。

- (1) 理事の選任及び解任
- (2) 理事の報酬等の額
- (3) 代表者に対する報酬等の支給の基準
- (4) 附属明細書の承認
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他代表者会議で決議するものとして、この規約で定められた事項

(開催)

第15条 代表者会議は、定時代表者会議として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 代表者会議は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 代表者は、理事長に対し、代表者会議の目的である事項及び招集の理由を示して、代表者会議の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 代表者会議の議長は、出席した理事・代表者の中から互選により定める。

(決議)

第18条 代表者会議の決議は、決議について特別の利害関係を有する代表者を除く代表者の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する代表者を除く代表者の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 理事の解任
 - (2) 代表者に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 規約の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- 3 理事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任するものとする。

第6章 役員

(役員の設定)

第19条 この団体に、次の役員を置く。

- (1) 理事 11名以上、その過半数を品川区民で構成する。
- 2 理事のうち1名を理事長とする。また、理事長を除き3名以内を副理事長、1名を事務局長、1名を会計とすることができる。
- (1) 理事長は、品川区民であること。
- 3 上記理事のうち、理事長をもって「任意団体」上の代表とする。

(役員を選任)

第20条 理事は、代表者会議の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長、会計は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事長及び会計は、相互に兼ねることが出来ない。
- 4 役員は、その就任時に満68歳以下でなければならない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、この規約で定めるところにより、その職務を執行する。

- 2 理事長は、この規約で定めるところにより、この団体を代表し、その業務を執行する。
- 3 事務局長は、理事会において別に定めるところにより、この団体の業務を執行する。
- 4 理事長、事務局長及び会計は、毎事業年度に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(事務局長及び会計の職務及び権限)

第22条 事務局長及び会計は、理事の職務の執行を監査できる。

- 2 事務局長及び会計は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この団体の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事長の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する代表者会議の終結の時までとする。連続2期8年までと制限する。

- 2 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する代表者会議の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事が、次のいずれかに該当するときは、代表者会議の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第25条 役員に対しては、代表者会議において別に定める総額の範囲内で、代表者会議において別に定める報酬の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する実費相当額の費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、代表者会議の決議により別に定める役員及び代表者の報酬並びに費用に関する規定による。

(取引の制限)

第26条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの団体の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの団体との取引
 - (3) この団体がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの団体とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(特任理事)

第27条 第19条に定める役員のほか、本連盟の運営を円滑に行うため、理事会の承認を得て、特別な任務を有する特任理事（以下「特任理事」という。）若干名を置くことができる。

- 2 特任理事は、理事会に出席し、意見を述べ、質疑に応ずることができる。ただし、議決権を有しない。
- 3 就任時に満68歳以下でなければならない。

第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この団体の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、会計の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。又は理事現在数の3分の1以上から付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求があった日から70日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ指名した順序に従い、他の理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するには、各理事に対して、会議の目的たる事項並びに日時及び場所を示して、招集の日の20日前までに通知しなければならない。
- 4 理事会を招集する場所は、公共施設で開催する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、第30条第2項の理事が議長を務める。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第8章 名誉役員

第33条 この団体に次の名誉役員を置くことができる。

- (1) 顧問 若干名
- 2 名誉役員は、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 名誉役員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する実費相当額の費用の支払いをすることができる。

(名誉役員の職務)

第34条 顧問は、理事長及び理事会の諮問に応ずる。

第9章 規約の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この規約は、代表者会議の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この規約の第4条及び第5条についても適用する。

(解散)

第36条 この団体は、基本財産の滅失によるこの団体の目的である事業の成功の不能によって解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 この団体が、清算をする場合において有する残余財産は、代表者会議の決議を経て、国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 専門委員会

(専門委員会)

第38条 この団体の事業遂行のため、必要あるときは、理事会の決議を経て、専門委員会を設置することができる。

- (1) 委員長は、品川区民であること。
- 2 前項の規定による専門委員会の組織及び運営に関する規程は、理事会の決議を経て別に定める。

第11章 事務局

(事務局)

第39条 この団体の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長を置く。
- 3 事務局長は理事会の承認を経て、理事長が任免する。
- 4 事務局に関する規程は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第12章 加盟団体及び運営委員会

第1節 総則

(加盟団体)

第40条 品川区内において、この団体の趣旨に賛同する団体は、理事会の決議を経て、加盟団体となることができる。

- 2 前項の加盟団体に関する規程は、理事会の決議を経て、別に定める。

(資格喪失)

第41条 加盟団体は次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 品川区フットサル連盟の解散
- (2) 除名
- (3) 当該団体の解散

(除名)

第42条 加盟団体が、次の各号の一に該当するときは、理事会の決議を経て、理事長はこれを除名することができる。

- (1) この団体の名誉を傷つけ、又はその目的に違反する行為のあったとき
- (2) 登録料を滞納したとき

第2節 加盟チーム

第43条 加盟チームとは、公益財団法人日本サッカー協会（以下「日本協会」という。）制定のフットサル競技規則によりフットサルを行い、日本協会の規程（定款、基本規定及び諸規程）及び本協会の規程を遵守する品川区内において活動されるチームで本連盟に加盟登録したものをいう。

第44条 加盟チームは次のとおりとする。

(1) フットサル

- ① 第1種 年齢を制限しない選手により構成されるチーム
- ② 女子 女子の選手により構成されるチーム
- ③ シニア 40歳以上の選手により構成されるチーム

2 前項に定める年齢は、当該登録年度最終日（3月31日）現在の年齢とする。

(加盟登録)

第45条 本連盟に加盟登録しようとするチームは、本連盟に登録申請をして、その承認を得なければならない。

第46条 加盟チームは、毎年12月末日までに本連盟に登録申請をしなければならない。本連盟は、2月末日までに承認を行なう。ただし、前条に規定する新たな加盟登録の場合には、その後遅滞なく承認を行なわなければならない。

2 加盟チームの登録選手は、品川区フットサルリーグにおいて、二つ以上の加盟チームに登録することはできない。

第47条 加盟登録は、前条所定の申請が本連盟に到達した時に効力を発生する。ただし、内容に不当又は不備がある場合はこの限りではない。

(登録料)

第48条 加盟チームは、本連盟の定めるチーム登録料を、毎年度加盟登録の申請と同時に納入しなければならない。

(1) 準加盟チームは、この限りではない。

2 本連盟のチーム登録料は、理事会の承認を経て代表者会議の決議により決定する。

(権利および義務)

第49条 加盟チームは、次の事項に関する権利を持つ。

(1) 本連盟の組織単位として、その意向を、所属する委員会等の組織を通じて本連盟に反映させること

- (2) 本連盟が主催する競技会に参加すること
- (3) 第 40 条から第 42 条までの規定によって、運営委員会を構成すること

第 50 条 加盟チームは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 本連盟が定める登録料（分担金）を納付すること
- (2) 本連盟の機関通知を購読すること
- (3) 毎年度、選手氏名 その他の所要事項を登録すること
- (4) 毎年度、資格を有する審判員を、自己のチームに所属する審判スタッフとして 2 人以上登録すること（新規加盟チームは、1 シーズン期間免除されるが登録されることが望ましい）
- (5) 各委員会「ユニフォーム規程」に適合した自己のチームのユニフォームを用意すること
- (6) 本連盟が主催する以外のサッカー（フットサル）協会・連盟が主催される競技会に参加される場合は、事前に本連盟に通知すること

第 51 条 加盟チームは、所属選手が本連盟により代表チーム又は選抜チームの一員として招聘された場合は、特別な事情のある場合を除いて、当該選手を参加させる義務を負う。

（加盟チームに対する制裁）

第 52 条 加盟チーム又はその所属選手に次の事由があったときは、その加盟チーム又は選手は、懲罰を科されるものとする。

- (1) 第 47 条・第 48 条の義務に違反したとき
- (2) 本連盟の規程に違反したとき
- (3) フットサル競技者の名誉を傷つける等の行為があったとき

第 3 節 準加盟チーム

（準加盟チーム）

第 53 条 準加盟チームとは、品川区フットサルリーグに登録されていないチームをいう。

2 準加盟チームの種別は第 44 条の種別に準ずる。

（加盟登録）

第 54 条 準加盟チームは、本連盟に登録申請をして本連盟の承認を得なければならない。

（出場資格）

第 55 条 準加盟チームは、本連盟が主催する競技会にのみ出場することができる。ただし、当該競技会の主催者が出場を認めた場合は、この限りではない。

(登録料)

第 56 条 準加盟チームは、本連盟が定める登録料を納付しなくてよい。ただし、各種競技会に出場される場合は、本連盟が定める毎回の参加費を納付しなければならない。

(協力)

第 57 条 準加盟チームは、次の事項を協力できるよう努める

- (1) 加盟登録の手続きに定めるところに従い、選手の氏名その他の事項を登録すること
- (2) 各委員会「ユニフォーム規程」に定めるユニフォームの色彩を、(1)の登録の際に登録すること
- (3) 本連盟の機関通知を購読すること

(制裁)

第 58 条 準加盟チーム又はその所属選手に次の事由があったときは、その加盟チーム又は選手は、懲罰を科されるものとする。

- (1) 第 53 条・第 54 条の義務に違反したとき
- (2) 本連盟の規程に違反したとき
- (3) フットサル競技者の名誉を傷つける等の行為があったとき

第 4 節 運営委員会

(運営委員会)

第 59 条 加盟団体は、この団体の目的を遂行するために、運営委員会を結成することができる。

- (1) 委員長は、品川区民であること。
- 2 前項の規定による運営委員会の組織及び運営に関する規程は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(運営委員会の規約)

第 60 条 運営委員会は、次の事項を含む運営委員会規約に基づいて活動しなければならない。また、その規約は本連盟の承認を得なければならない。

- 1) 運営委員会の名称
- 2) 目的
- 3) 構成するチームの資格
- 4) 構成する役員組織
- 5) 経理に関する規定
- 6) 運営に関する規定
- 7) 運営委員会事務局の所在地

第 61 条 前条の規約を変更するときは、本連盟の承認を得なければならない。

(運営委員会の義務)

第 62 条 運営委員会は、年度毎に前年度の事業報告・決算報告及び次年度の事業計画・予算案を本連盟に提出しなければならない。

(代表者の推薦)

第 63 条 運営委員会は、原則として本連盟の代表者を推薦しなければならない。

第 13 章 競技会（試合、大会及びリーグ戦）

(競技会の統制)

第 63 条 本連盟は、加盟チームによる全ての競技会を統制する。

2 本連盟以外の品川区内の団体が、フットサル競技会を開催し、リーグを組織するときは、本連盟の承認を得ることとする。

3 加盟チームは、本連盟の承認を得ない品川区内のフットサル競技会に参加してはならない。

第 64 条 本連盟が必要と認めたときは、承認した競技会の中止を命じ、あるいは承認を取り消すことができる。

第 65 条 加盟チームが品川区内の未加盟チームとの公式試合を行う時は、あらかじめ本連盟の承認を得なければならない。

(競技会の開催)

第 66 条 競技会を組織しようとするときは、原則として開催の前年度 12 月末日までに次の各号を含む競技会規則を添えて申請書を提出し、本連盟の承認を得なければならない。

- | | |
|--------------|-------------|
| 1) 競技会の名称 | 6) 運営の責任者 |
| 2) 目的 | 7) 参加チームの資格 |
| 3) 主催・後援の団体名 | 8) 試合に関する規定 |
| 4) 協賛の有無 | 9) 開催の期日と場所 |
| 協賛の有る場合は協賛者名 | 10) 経費と経理規定 |
| 5) 競技会の組織 | |

附 則

1 本規約は令和 1 年 4 月 6 日から効力を発する。